

保険1（損害保険）問題

1. 次の問いに答えよ。

- (1) ある保険の料率算定に経験料率算定法または適及料率算定法のいずれかを導入するとした場合に、いかなる点に留意して検討すれば良いか述べよ。(10点)
- (2) 積立特約付帯の積立保険において、満期返れい金 W 、保険期間 n 年で、保険料払込免除特約付帯の年払契約の積立保険料 P を $P = \frac{W\phi^n}{\ddot{a}_{(q,d)\overline{n}}}$ とするとき、これにかかる第 t 保険年度末払戻積立金 V を将来法および過去法を用いて求め、それらが一致することを示せ。解答用紙には計算過程も記載すること。なおここで、 W は満期返れい金、 ϕ は予定契約消滅率 q を考慮した現価率、 $\ddot{a}_{(q,d)\overline{n}}$ は q および予定払込免除発生率 d を考慮した期始払年金現価率とする。(10点)
- (3) 超過損害額再保険カバー (ELC) におけるレイヤー設定の意義について述べよ。(10点)
- (4) 昨今の経済環境または社会環境において、損害率の変動要因として考えられる事項を列挙し、そのうち影響が大きいと思われるものを五つ選び、それぞれについて説明せよ。(15点)

2. 次の問いに答えよ。(15点)

ある保険会社の自家用乗用車に対する自動車保険の料率は、単純に車種（ファミリーカーかスポーツカーか）と運転者の年齢（25歳未満か25歳以上か）の二つの危険標識のみによって複合的に区分されている。この保険にかかるある年度の実績統計は次表のとおりであり、この統計に基づいてクレームコスト（ここでは純率の意味）の分析を行うことにする。

[エクスポージャ (E_{ij})]

	25歳未満	25歳以上	計
ファミリーカー	$E_{11} = 2,900$	$E_{12} = 5,100$	$E_{1.} = 8,000$
スポーツカー	$E_{21} = 1,100$	$E_{22} = 900$	$E_{2.} = 2,000$
計	$E_{.1} = 4,000$	$E_{.2} = 6,000$	$E_{..} = 10,000$

[クレーム総額 (C_{ij})]

	25歳未満	25歳以上	計
ファミリーカー	$C_{11} = 196$	$C_{12} = 240$	$C_{1.} = 436$
スポーツカー	$C_{21} = 124$	$C_{22} = 91$	$C_{2.} = 215$
計	$C_{.1} = 320$	$C_{.2} = 331$	$C_{..} = 651$

このとき、以下の問いに答えよ。なお計算問題については、解答用紙にその計算過程も記載すること。

- (1) 各リスク区分ごとの相対クレームコスト指数 (r_{ij}) を計算し、下表を埋めよ。なお、解答する数値は小数点以下第4位を四捨五入して第3位まで求めることとし、また(2)以降の数値計算にもこの四捨五入した後の数字を用いるものとする。

[相対クレームコスト指数 (r_{ij})]

	25歳未満	25歳以上	計
ファミリーカー	$r_{11} =$	$r_{12} =$	$r_{1.} =$
スポーツカー	$r_{21} =$	$r_{22} =$	$r_{2.} =$
計	$r_{.1} =$	$r_{.2} =$	$r_{..} =$

(2) (1) の各相対クレームコスト指数の推定値 (\hat{r}_{ij}) を Minimum Bias法を用いて求めるとしたとき、各指数の推定値が満たすべき基準式を示せ。

(3) この複合分類リスクの構造が加法型であるものと仮定して、二つの危険標識それぞれについての料率係数 (x_i, y_j) を Minimum Bias法により求めよ。なお、車種区分のうち「ファミリーカー」に対応する料率係数 x_1 は、それに対応する実績の相対クレーム指数 $r_{1.}$ に等しいものと仮定することにする。

また、併せて相対クレームコスト指数の推定値 (\hat{r}_{ij}) を計算し、下表を埋めよ。なお、解答する数値は小数点以下第4位を四捨五入して第3位まで求めることとする。

[相対クレームコスト指数の推定値 (\hat{r}_{ij}) および料率係数]

	25歳未満	25歳以上	料率係数
ファミリーカー	$\hat{r}_{11} =$	$\hat{r}_{12} =$	$x_1 =$
スポーツカー	$\hat{r}_{21} =$	$\hat{r}_{22} =$	$x_2 =$
料率係数	$y_1 =$	$y_2 =$	—

3. 次の問いのうち、いずれか一つを選択して答えよ。(40点)

(1) 経済・社会環境や国際情勢等の変化により、損害保険事業のより一層の効率化を推進すべき昨今の環境下にあつて、アクチュアリーとして積極的に果たすべき役割について所見を述べよ。

(2) 規制緩和・自由化の進展の中で、損害保険における危険の選択の在り方について所見を述べよ。

以 上

保険 1 (損害保険) 解答例

1.

(1) 経験料率算定法では、過去の実績ロスに基づいてその後の年度における料率調整が行われるのに対し、遡及料率算定法では、当該期間における実績ロスに基づきその期間の最終保険料調整が行われる。したがって、遡及料率算定法の方が、経験料率算定法に比べ即応性が高い反面、料率水準の安定性は低い。よって、導入しようとしている対象についてロスエクスポージャーの変化、異常損害、ロス確定までの期間等に留意し、支払限度額の設定、保険期間の制限等との組み合わせをも考慮する必要がある。また、遡及料率算定法は、経験料率算定法に比べコストが掛かることから、保険料率の妥当性に留意したうえで、コスト削減の手当等についても検討する必要がある。

(2) 払戻積立金の定義は、

将来法による払戻積立金 = 将来の支出現価 - 将来の収入現価

であるが、保険料免除が毎年 d の割合で発生しているため、 t 年経過時点においては当初契約者のうち、 $(1-d)^t$ 人からしか保険料が収入されないことに留意すれば、

$$\begin{aligned} {}_tV &= W\phi^{n-t} - P(1-d)^t \ddot{a}_{(q,d)\overline{n-t}|} \\ &= W\phi^{n-t} - W\phi^n (1-d)^t \frac{\ddot{a}_{(q,d)\overline{n-t}|}}{\ddot{a}_{(q,d)\overline{n}|}} \\ &= W\phi^{n-t} \left\{ 1 - \phi^t (1-d)^t \frac{\ddot{a}_{(q,d)\overline{n-t}|}}{\ddot{a}_{(q,d)\overline{n}|}} \right\} \\ &= W\phi^{n-t} \frac{\ddot{a}_{(q,d)\overline{t}|}}{\ddot{a}_{(q,d)\overline{n}|}} \end{aligned}$$

となる。一方、

過去法による払戻積立金 = 過去の収入終価 - 過去の支出終価

であるから、

$$\begin{aligned} {}_tV &= P \left\{ \phi^{-t} + \phi^{-t+1}(1-d) + \phi^{-t+2}(1-d)^2 + \dots + \phi^{-1}(1-d)^{t-1} \right\} - 0 \\ &= P\phi^{-t} \left\{ 1 + \phi(1-d) + \phi^2(1-d)^2 + \dots + \phi^{t-1}(1-d)^{t-1} \right\} \\ &= P\phi^{-t} \ddot{a}_{(q,d)\overline{t}|} \\ &= W\phi^{n-t} \frac{\ddot{a}_{(q,d)\overline{t}|}}{\ddot{a}_{(q,d)\overline{n}|}} \end{aligned}$$

となり、将来法と過去法による払戻積立金が一致することが確かめられた。

(3) 再保険カバーのレイヤリングの意義は、次のとおり考えられる。

- ① レイヤーごとに再保険カバーの内容を変えることができるため、たとえばリスクごとにエクセスポイントを変えるなど、木目細かい再保険カバーの設定が可能となる。
- ② 再保険者の引受能力に合わせてレイヤーごとに再保険者を替えることができるので、再保険者の確保が容易となる。

- ③ 予定した保険料に合わせて再保険カバーを弾力的に確保することが可能となる。
- ④ レイヤリングと再保険者の組み合わせによっては、再保険料の低廉化を図ることが可能となる。

(4) 経済環境または社会環境に基づく損害率の変動要因は、次のとおり考えられる。

- ① 主として「事故頻度」に関する変動要因
 - a. 景気の低迷
 - b. 交通事故発生率の上昇
 - c. 核家族化
 - d. 賠償意識の高揚
 - e. 出生率・死亡率の低下
 - f. 社会の高度化
 - g. 女性の社会進出
- ② 主として「損害額」に関する変動要因
 - h. 円高
 - i. 物価の安定化
 - j. 都市の過密化

上記損害率の変動要因の中では、次の5要因の与える影響が大きいものと考えられる。

- ① 景気の低迷

企業契約を中心に保険料収入が低迷しており、モラルリスクが増加する傾向にある。信用保険・保証保険等の損害率は、一般に上昇すると考えられる。一方、人間活動の沈滞化により、種目によっては事故頻度が逡減すると考えられる。
- ② 交通事故発生率の上昇

傷害保険・自動車保険等の損害率が上昇する。
- ③ 核家族化

ファミリーベースで補償する保険においては、核家族化により1家族当たりの事故頻度が低下傾向にある。
- ④ 円高

外国受再等の外貨建契約の保険料・保険金・支払備金等の邦貨換算額が低減する。
- ⑤ 物価上昇率の低水準安定

一般的には、人件費・修理費等が安定化し、保険金単価が安定する。

2.

(1) まず、各リスク区分ごとのクレームコスト (R_{ij}) を、

$$R_{ij} = \frac{C_{ij}}{E_{ij}} \quad (i=1, 2, \dots; j=1, 2, \dots)$$

によって計算すると、次表のとおりとなる。

[クレームコスト (R_{ij})]

	25歳未満	25歳以上	計
ファミリーカー	$R_{11} = 0.06759$	$R_{12} = 0.04706$	$R_{1.} = 0.05450$
スポーツカー	$R_{21} = 0.11273$	$R_{22} = 0.10111$	$R_{2.} = 0.10750$
計	$R_{.1} = 0.08000$	$R_{.2} = 0.05517$	$R_{..} = 0.06510$

相対クレームコスト指数 (r_{ij}) は、

$$r_{ij} = \frac{R_{ij}}{R_{.j}} \quad (i = 1, 2, \dots; j = 1, 2, \dots)$$

によって計算できるので、求める表は次表のとおりとなる。

[相対クレームコスト指数 (r_{ij})]

	25歳未満	25歳以上	計
ファミリーカー	$r_{11} = 1.038$	$r_{12} = 0.723$	$r_{1.} = 0.837$
スポーツカー	$r_{21} = 1.732$	$r_{22} = 1.553$	$r_{2.} = 1.651$
計	$r_{.1} = 1.229$	$r_{.2} = 0.847$	$r_{..} = 1.000$

(2) Minimum Bias法における満たすべき基準を、本問に当てはめて変数を用い表すと次のようになる。

$$\begin{cases} E_{11}(r_{11} - \hat{r}_{11}) + E_{12}(r_{12} - \hat{r}_{12}) = 0 \\ E_{21}(r_{21} - \hat{r}_{21}) + E_{22}(r_{22} - \hat{r}_{22}) = 0 \\ E_{11}(r_{11} - \hat{r}_{11}) + E_{21}(r_{21} - \hat{r}_{21}) = 0 \\ E_{12}(r_{12} - \hat{r}_{12}) + E_{22}(r_{22} - \hat{r}_{22}) = 0 \end{cases}$$

(3) (2) の連立方程式において、 $E_{ij}(r_{ij} - \hat{r}_{ij})$ をそれぞれ変数と見なして求めると、

$$\begin{cases} E_{11}(r_{11} - \hat{r}_{11}) = E_{22}(r_{22} - \hat{r}_{22}) = C \\ E_{12}(r_{12} - \hat{r}_{12}) = E_{21}(r_{21} - \hat{r}_{21}) = -C \end{cases}$$

となることが分かる。ここで C は定数で、後で求めることにする。

さて、この複合分類リスクの構造が加法型であることから、各相対クレームコスト指数の推定値は、料率係数を用いて、

$$\hat{r}_{ij} = x_i + y_j \quad (i = 1, 2; j = 1, 2)$$

と表されるので、これを上の連立方程式に代入して整理すると、

$$\begin{cases} x_1 + y_1 = r_{11} - C/E_{11} & (a) \\ x_2 + y_2 = r_{22} - C/E_{22} & (b) \\ x_1 + y_2 = r_{12} + C/E_{12} & (c) \\ x_2 + y_1 = r_{21} + C/E_{21} & (d) \end{cases}$$

となる。ここで、(a)+(b)-(c)-(d) を両辺について計算すると、

$$0 = r_{11} - r_{12} - r_{21} + r_{22} - C \left(\frac{1}{E_{11}} + \frac{1}{E_{12}} + \frac{1}{E_{21}} + \frac{1}{E_{22}} \right)$$

となるから、

$$C = (r_{11} - r_{12} - r_{21} + r_{22}) / \left(\frac{1}{E_{11}} + \frac{1}{E_{12}} + \frac{1}{E_{21}} + \frac{1}{E_{22}} \right)$$

によりCを求めることができる。

次に、題意より $x_1 = r_{11}$ であることに注意すれば、上記(a), (c), (b)式より順次料率係数を求めることができる。

以上により、料率係数および相対クレームコスト指数の推定値を具体的に求めると、次表のとおりとなる。

[相対クレームコスト指数の推定値 (\hat{r}_{ij}) および料率係数]

	25歳未満	25歳以上	料率係数
ファミリーカー	$\hat{r}_{11} = 1.020$	$\hat{r}_{12} = 0.733$	$x_1 = 0.837$
スポーツカー	$\hat{r}_{21} = 1.781$	$\hat{r}_{22} = 1.494$	$x_2 = 1.598$
料率係数	$y_1 = 0.183$	$y_2 = -0.104$	—

3.

(1)

1. 損害保険事業における環境変化

損害保険事業を取り巻く環境は、①「生損保相互乗入れ」、「ブローカー制度の導入」、「国際化の進展」、「市場解放に関する外国からの要素」等により、より一層競争が促進されていくことが予想される。また、②景気低迷の長期化による保険料収入の伸び悩み、さらに、③運用環境の悪化による運用収益の低下等によって、損保事業の収益構造は大きく変化しつつある現状にある。このような環境変化の中で、損保経営の健全性を確保・増強していくためには、損保経営の効率化をさらに推進していかなければならない。

2. アクチュアリー役割の遂行にあたり

損害保険事業の競争を促進するのは、規制緩和を図り、損害保険事業の効率化を図るためのものであり、競争自体を目的とするものではない。したがって、競争促進によって、契約者の公平性および利便性が失われたり、また、過度の競争によって損害保険事業の健全性が損なわれるようなことがあってはならない。自己責任原則、安全ネット、ソルベンシーマージン基準等の導入、損害保険事業における保険計理人制度の創設などはその一環である。

さて、そもそもアクチュアリー果すべき職務とは、数理的手法等を活用しながら、的確な現状認識と将来予測に基づき、保険事業経営において健全性および公平性が保たれるよう努めることである。これを実行していくためには、高度な専門的知識や見識はもちろんのこと、保険会社内・保険事業関係者のみならず広く社会から信頼を得ていることが必要である。そこで、アクチュアリーは、常に専門的能力・専門的知識の修得・

向上に努め、責任ある専門的業務を果たし、各方面からの信頼を得ていくことが重要である。

したがって、損害保険事業の効率化の中にあっても、アクチュアリーとしては、上記趣旨を認識したうえで、一人一人が各自の役割を果たしていく必要がある。

3. 効率化促進の観点からアクチュアリーの果たすべき役割

アクチュアリーの具体的役割の主なものとその概要は、次のとおりである。上記2.の基本的考え方を踏まえ、各自の所見を自由に述べられたい。

(1) 保険料率の自由化への対応

算定会料率のアドバイザー制度導入などの保険料率の自由化の動きに対応して、アクチュアリーは、事業費のあり方、とくに商品別事業費のあり方、適正な経費ローディングのあり方等の研究を進めるとともに、経費のより正確な種目別実態把握、実績統計の整備等を行っていく必要がある。

(2) 商品開発の促進

商品面では、従来以上に経済・社会情勢の変化の中で、消費者ニーズに沿った商品開発がますます重要となる。また、保険料率の自由化の動きと相まって、商品特化の流れも生まれてくる可能性も大きく、いかに商品政策面での特化を図っていくかもアクチュアリーの重要な役割となろう。

(3) 効率的資産運用

損保事業の健全性を確保する観点から、年金の発売等による積立資産の拡大、また、昨今の運用環境の悪化による運用収益の低下は、損保経営において非常に大きなテーマとなっている。この運用リスクの低減を図るため、予定利率を適時に改定しているが、アクチュアリーは、さらに、種々の投資手法の研究・導入を進め、併せてALM体制の導入も図っていく必要がある。

(4) 経営資源の効率的活用

低成長化の中で、会社の限られた経営資源をますます効率的に活用していくことが求められている。会社施策一つ一つを厳しく見つめ直して、経営資源の配分に最大の効率性を追求する必要があるが、この面においてもアクチュアリーが関与していかなければならない。経営の選択肢がますます増加しつつある中で、会社の意思決定においても、アクチュリアルな考え方・手法も重要な要素になるべきものと考えられる。

(5) 収支分析

会社の収支特性を正確に把握し、その動向を見極めることは、種々の意思決定を行う際、非常に重要である。収支分析の目標を明確に定めたいうで、どのような分析を行うのか、また、そのためにはどのような資料を作成するのか、アクチュアリーの非常に重要な役割の一つである。

(2)

1. 危険の選択の意義について

(1) 危険の選択の必要性

① 逆選択の排除

保険経営において損害率を低く保ち収支の均衡を図るためには、優良なリスクの契約

をなるべく多く引き受け、不良なリスクの契約の引き受けを抑制することが必要である。保険契約者側としては、リスクの高いものほど付保する傾向があることから、保険者による危険の選択が行われなければ、保険契約者側の逆選択のため、ポートフォリオにおいて不良なリスクの契約の比重が高まり、保険収支が悪化する。また、その結果、保険料率を高く設定することが必要となり、一般の保険契約者の利益を害することとなる。

② 保険料負担の公平性の確保

損害保険は同種の危険にさらされている多数の者が一つの集団を組成し、その相互間で危険の分散を図るものであるから、その危険分散のために各自が負担するコストは、公平でかつなるべく低いことが望ましい。そのためには、集団が比較的優良なリスクの契約によって組成され、著しく不良なリスクの契約は排除されていなければならない。この面では、危険の選択は公共の利益の観点から必要とされる事項であるといえる。

③ 道徳危険の発生等の防止

不良なリスクの契約が低廉な料率で安易に引き受けられるならば、リスクの状態を良好に維持しようとする被保険者のインセンティブを弱めるばかりでなく、社会的安全を害するおそれもある。とくに、道徳危険の懸念のある契約が不用意に引き受けられれば、保険コストを著しく高め、かつ重大な社会的弊害をもたらすことになる。

④ 多様なリスクへの対応

すべてのリスクに正確に対応した料率が設定されているならば、不良なリスクの契約にもそれぞれにふさわしい保険料負担が課されるので、これを引き受けても保険収支は悪化せず、他の保険契約者の保険料負担にも影響を生じない。

しかしながら、個々の契約のリスクは極めて多様であることから、リスクを完全に同質のグループに分割することは不可能であり、また同一のリスクグループの中でも各個別のリスクにはかなりの差異を生ずることが多い。したがって、危険の選択の必要性を消滅させることは不可能である。

(2) 損害保険事業の社会性・公共性との関連

損害保険事業にとって、保険保護を広く一般社会に提供することは、その社会的責務である。危険の選択を厳しく行うあまり、不良なリスクの契約者からアペイラビリティ（保険の入手可能性）を全く奪ってしまうことには、社会性・公共性の点から問題がある。このことは大衆分野の保険や被害者救済が要請される保険の場合には、とくに注意しなければならないであろう。

損害保険事業に課せられた社会的使命を果たすためには、その社会性・公共性に着目して次のような方策が考えられる。

- ① 実務上可能な限り合理的な料率体系を整備し、そのリスクに見合った料率で例外的なもの以外はすべて引き受けられるようにすること。
- ② 道徳危険のおそれがあるものや、著しく不良なリスクの契約の引き受けは、これを極力排除すること。
- ③ 大衆分野の保険や被害者救済が要請される保険の場合には、できる限り不良なリスクの契約も引き受けられるよう、保険自体の仕組みを工夫したり、あるいはそのための機構を設けること。
- ④ 優良割引制度の活用など料率体系における工夫やシートベルト着用運動の推進等、

契約者側に防災の手立てを動機づけ、不良なリスクを優良なリスクに転換させるような積極策を講じること。

2. 規制緩和・自由化の進展の中での「危険の選択」

(1) 規制緩和・自由化進展の現状

① 料率面

算定会料率においては、平成3年以降、範囲料率制度の積極的活用が図られているが、結果として画一的となっているものもあり、各社の経営効率等の差異が十分反映されていない部分もある。

平成4年の保険審議会答申においては、市場原理に基づく競争が促進され、より自由な料率設定が可能になることが基本的には望ましいとし、状況の変化に対応して、問題が生じるおそれが少なくなったものについて、純率遵守・付加率アドバイザリー制度導入の必要性があることを指摘している。また、算定会料率以外についても、費用利益保険、賠償責任保険等の一部について事前または事後の届出制が採用されているものの、競争を促進し事業の効率化を進めるため、健全性維持のための新たな措置等により、適正な料率設定が確保でき、契約者保護等の面で問題が少ないと判断される分野について、認可制を緩和し、届出制に移行することが望ましいとしている。

② 商品面

新たなリスクや多様化する利用者ニーズに的確に応えるために、各社が自己責任原則に基づき、より自由な商品開発を行うことができるよう、保険商品に係る規制をより一層緩和する必要があるとの指摘がある。

平成4年の保険審議会答申においても、基礎書類の整理、見直しや基本事項の法令化を図ることにより、認可に係る事項を縮小するとともに、契約者保護等の面で問題が少ないと判断される商品分野について、認可制から届出制へ移行する途を開いておくことが適当であると指摘している。

③ 販売面

専業専属の営業職員、代理店といった既存の販売チャネルに加え、デパート、スーパー等での店頭販売、来客型店舗の設置、通信販売等新規のチャネルの開発、普及が図られているが、商品特性に応じた販売チャネルの多様化、効率化がより一層強く求められている。

④ 生損保兼営

平成4年の保険審議会答申においては、生命保険、損害保険両事業の競争促進を通じ、事業の効率化を進め、利用者ニーズへの的確な対応を図る観点から、これまでの生損保兼営禁止を見直し、本体および子会社を通じるものを含め、両事業の兼営を可能にすることが適当であると指摘している。とくに、傷害・疾病・介護分野については、これまでも両事業ともに積極的に商品開発を進めてきており、両事業の取り扱う商品に同質化が見られることなどから、本体での幅広い取り扱いを可能とすることが適当であるとしている。

(2) 危険の選択について留意すべき事項

① 危険の選択の必要度

危険の選択の必要度は、保険市場の状態に大きく依存する。激しい料率競争の行われ

ている保険市場では、一般にカルテル市場に比べ危険の選択の必要度は高いといえる。競争市場においては、保険者は優良なリスクの契約を選択することによって料率水準を低く維持し、その低料率を武器として営業する必要があるからである。

② アフォードビリティの確保

各保険者が自由に料率を設定し得る自由市場においては、カルテル料率が行われている場合やその他非市場的要因によって料率設定に大きな制約のある場合とは異なり、ある保険者が低料率でもっぱら優良なリスクの契約を集めるとしても、他の保険者がより高い料率で不良なリスクの契約を引き受けることも期待される。自由市場では、市場原理に基づくこのような自律調整作用が円滑に機能している限りにおいては、その作用によって保険保護がほぼ行きわたることが期待される。

しかしながら、料率があまりにも高すぎる場合には、アフォードビリティ（保険料の負担可能性）が損なわれる。したがって、市場原理に基づく自律調整作用だけをもって、保険保護を完全に行きわたらせることは困難である。

③ アベイラビリティの確保

競争市場においては、収支を償う最低の料率を算定するために、クレームコストの厳密な見積もりが必要となる。そのためには、リスクが合理的に細分化され、各リスクグループについてできるだけ正確に料率が算定されていれば、厳しい危険の選択を行う必要性は少なくなり、アベイラビリティを確保することができる。

しかしながら、リスクの細分化が合理的でなかったり、料率が低すぎる場合には、過度の危険の選択が行われ、アベイラビリティが損なわれる。

④ 新たなリスクへの対応等

新たなリスクおよび多様なニーズに対し、合理的なリスクの細分化と適正な料率算定を行うとともに、危険の選択について従来とは異なった手法を検討・導入していく必要がある。たとえば、疾病リスクにおいて高度な医学的知識を必要とする場合には、医師による医的審査の導入、募集従事者に契約締結権および告知受領権を付与することの是非等について検討する必要がある。また、保険期間が超長期の商品については、長期間にわたるリスクの評価および適正な料率算定を行う必要があるとともに、常にリスク構造の変化に注目し、実際の危険の選択にそれを反映させる必要がある。

一方、補償リスクが小さくかつ均一な商品等、危険の選択の必要性が少ないものについては、店頭販売、通信販売等を積極的に活用し、販売面における効率化を図っていく必要がある。

3. 危険の選択のあり方についての所見

以上のようなポイントを踏まえたうえで、各自自由に所見を述べられたい。